

令和5年度 柏崎市立内郷小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

- ① いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童に焦点化した支援・指導では対応できないことから、「いじめはどこでも誰にでも起こりうる」という認識をもつ。
- ② 法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範囲であることを理解し、児童の被害性に着目して認識すること。

※心身の苦痛を感じているものは全ていじめ

加害者の動機は問わないことから、無自覚や善意による行為でもいじめと認識されることがあるが、「いじめ」という言葉を用いず柔軟な対応をする。ただし、法が定義するいじめに該当するため、いじめ事案として適切に対処する。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、即時対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組（必要に応じ生活期の取組を生かす）

児童が、より良い人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次の視点からいじめ防止に努める。

(1) 早期発見のための取組

- ① 情報の共有（週1回、職員終会時）
- ② アンケート及び教育相談の実施（年間2回以上）
- ③ 教職員のいじめに対する認知力の向上研修
- ④ 特別支援コーディネーターとの連携
- ⑤ 地域・保護者との連携

PTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいこと等を説明する機会を設け、いじめの防止等に関する地域・保護者の意識向上を図る。

- ⑥ いじめ見逃しゼロ強調月間の取組（年間2回）

(2) 学級経営の充実

- ① 温かい人間関係・支持的風土のある学級をベースとした、学級目標づくりと学級ルールづくり
学級目標やルールは、PDCA の C が大切。定期的に振り返りを行う場を設定し、学級担任が臨機応変に、そして全力で取り組む。
- ② よりよい人間関係の形成を目指す学級づくり
一人一人が自らの役割や存在感を実感したり、豊かな人間関係の中で互いのよさを見出したりすることのできる学級づくりをする。そのためには、意図的・計画的に児童に働きかけ、具体的な活動を起こす。

(3) 分かる授業づくり

- ① 校内研修や分かる授業の実践
- ② 基礎的・基本事項の徹底習得
- ③ 学習規律（内郷スタンダード）の徹底

(4) 道徳教育の充実

- ① 一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させ、人権意識・自尊感情を育む活動の充実
- ② 「いじめ防止学習プログラム」に基づいた、いじめの本質や構造を正しく理解させ、いじめを「しない・許さない」「いじめは決して許されない」という強く優しい心を育成する学習の組織

(5) 特別活動の充実

- ① 主体的に問題の解決に向かおうとする心構えの育成
- ② 児童の自発的、自治的、創造的な活動に対する支援
- ③ 学級活動におけるよりよい人間関係づくりの推進

(6) 体験活動の充実

- ① 他者や自然・社会との直接的なかわりを通したコミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心の育成（積極的に地域の人材、教育財を活用し、体験・交流を通して学んだことを自信をもって表現・発信できる子を目指す。）
- ② 勤労・福祉・ボランティア体験等の発達段階に応じた計画的な教育活動の充実
- ③ 異年齢活動「ふたわ班」の活動の重視（清掃、児童会行事、児童集会等）
保小・小中交流活動の充実（交流会、あいさつ運動等）
地域への貢献活動の充実（花苗植え、敬老会等）

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握
- ② 児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめに対する即時対応

(1) 報告・確認

- ① 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- ② 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、「いじめ認知報告書」及び必要に応じて「いじめ状況報告書」を教育委員会に提出する。緊急度の高い場合は、速やかに教育委員会に一報を入れ、指示を受ける。
※「いじめ防止対策委員会」の記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

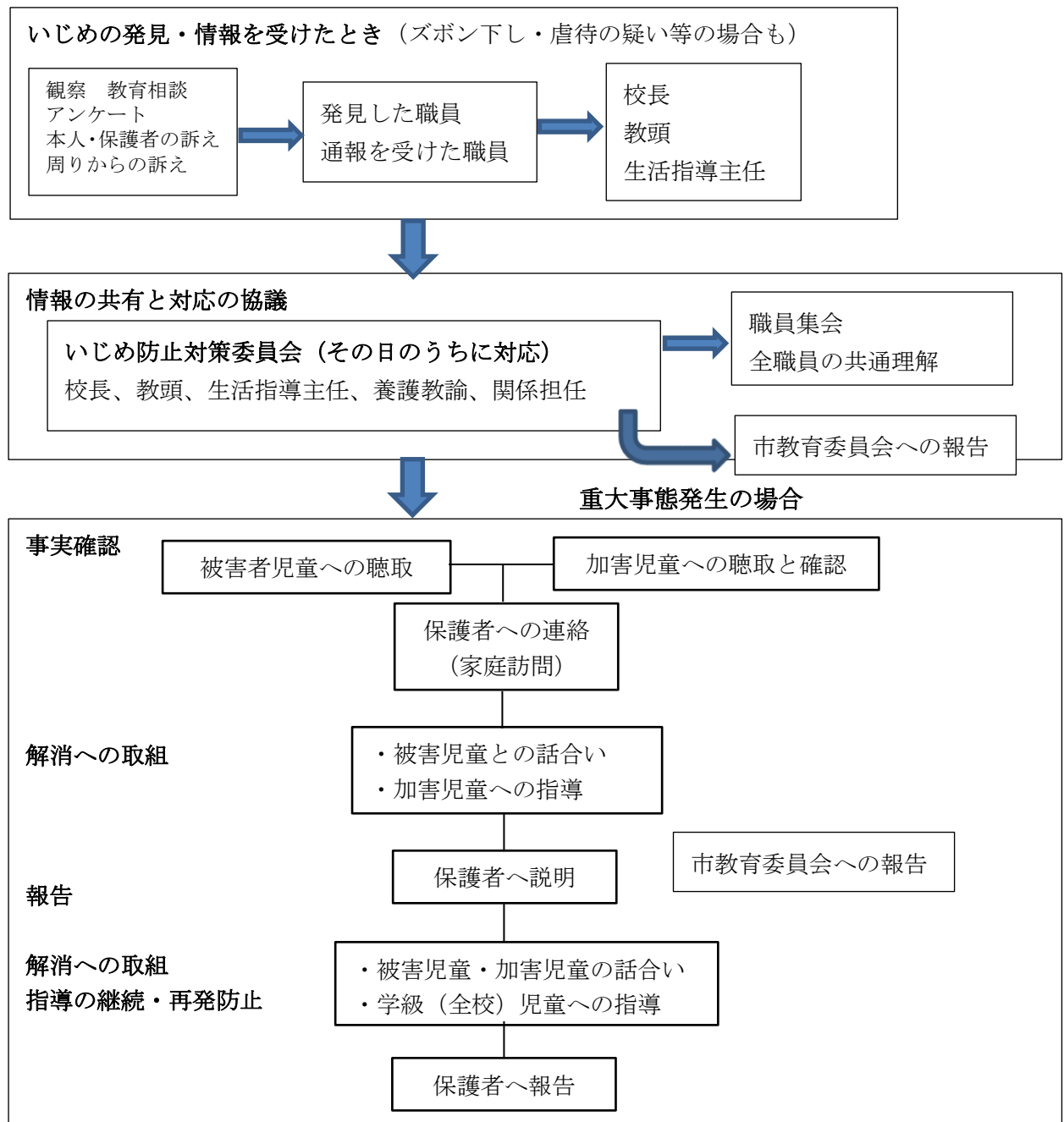
(2) 対応

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行っ

た児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ② 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- ③ いじめが「解消している」状態が、少なくとも3か月継続しているか注視する。また、いじめ防止対策委員会において、更に長期の期間が必要と判断する場合もある。さらに、いじめを受けた児童が、いじめの行為に心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認する。ただし、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめが起きた場合の組織的対応の流れ



5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき
 ※学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置を講じる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

6 いじめ防止の年間計画

「いじめ防止対策委員会」が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表；いじめ防止等のための年間指導計画】

7 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容の評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

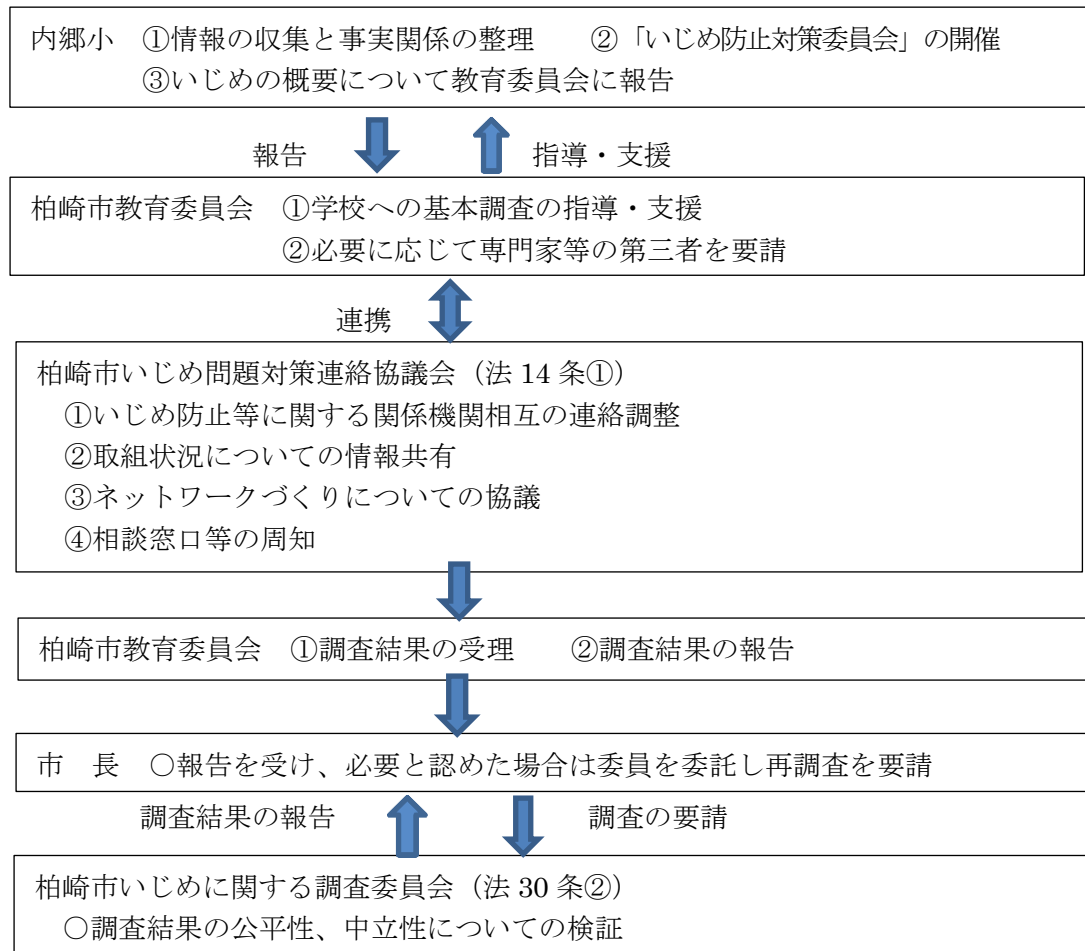
(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

8 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

重大事態発生時の対応の流れ



学校の相談窓口

○ 柏崎市立内郷小学校電話番号 0257-47-2054

柏崎市のいじめ相談窓口

○ 柏崎市こころの相談支援課「いじめ・不登校等相談電話」 0257-22-4115

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きます。
- ・相談者が望めば、学校への働き掛けも可能です。

○ 新潟県いじめ相談電話
025-526-9378
025-231-8359
0258-35-3930

○ 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう)

◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS、IP電話からはつながりません。)

県立教育センターのいじめ相談

・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

○ いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン 025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

○ 県立教育センター教育相談 025-263-9029

法務局のいじめ相談

・いじめ・体罰・虐待・差別等、人権に関する問題全般の相談機関です。

・人権擁護委員・法務局職員が、お話をお聞きします。

・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査等を行います。

☆電話・面接・文書相談 月~金曜日 8:30~17:15

○ みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル 0570-003-110

○ 柏崎支局 0257-23-5226

○ 子どもの人権110番 0120-007-110

○ 女性の人権ホットライン 0570-070-810

警察のいじめ相談

・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を、少年警察補導員や警察官が受けます。

・サポートセンター 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター 0258-36-4970

・警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

○柏崎警察署 0257-21-0110

児童(生徒)相談所の相談

・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題等について相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

○ 子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

○ 長岡児童(生徒)相談所 0258-35-8500